

開示対象個人情報の訂正・追加・削除の手続きについて

「開示対象個人情報の訂正・追加・削除に関する申請書」に下記2. 記載の「添付いただく書類」を添えてご送付ください。

1. 「開示対象個人情報の訂正・追加・削除に関する申請書」ご記入にあたって
ご記入見本の要領にてご記入ください。

2. 添付いただく書類について

(1) ご本人が申請する場合

申請者の本人確認書類（コピー可、いずれか2点）をご添付ください。

【本人確認書類について】

- ・以下のいずれかの書類で、氏名、住居、生年月日の記載があるものに限り
（旅券については、住居の記載がないものでも結構です）
- ・有効期限のある書類については有効期限内のもの、有効期限のない書類については発行後6ヶ月以内のものに限り
 1. 運転免許証（※本籍地は塗りつぶしてください）
 2. 運転経歴証明書
 3. 在留カード
 4. 特別永住者証明書
 5. 個人番号カード（※個人番号は塗りつぶしてください）
 6. 健康保険被保険者証等（※保険者番号及び被保険者記号・番号は、塗りつぶしてください）
 7. 介護保険被保険者証
 8. 旅券（パスポート）
 9. 身体障害者手帳
 10. 精神障害者保健福祉手帳
 11. 療育手帳
 12. 戦傷病者手帳
 13. 国民年金手帳（※基礎年金番号は塗りつぶしてください）
 14. 児童扶養手当証書
 15. 特別児童扶養手当証書
 16. 母子健康手帳
 17. 印鑑登録証明書
 18. 戸籍の附票の写し
 19. 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（※個人番号・本籍地は塗りつぶしてください）
 20. その他官公庁発行書類

(2) 法定代理人が訂正・追加・削除対象者に代わって申請をする場合

以下の書類（コピー可）をご添付ください。

※本人確認書類については、（1）をご参照ください。

- ①法定代理人の本人確認書類（いずれか1点）
- ②法定代理人であることを証明する書類として、以下の書類をいずれか1点

法定代理人が親権者の場合	親権者であることがわかる以下の書類 ○戸籍の附票の写し ○住民票の写し
法定代理人が未成年後見人の場合	未成年後見人であることがわかる以下の書類 ○戸籍の附票の写し ○裁判所の選任決定書（写し） ○後見登記の登記事項証明書
法定代理人が成年後見人の場合	成年後見人であることがわかる以下の書類 ○裁判所の選任決定書（写し） ○後見登記の登記事項証明書

3. 通知書面のお渡し

原則として、「開示対象個人情報の訂正・追加・削除に関する申請書」が当社に到着した日から10営業日以内に事実関係の確認結果、対応内容を書面で発送いたします。

また、事実関係の確認に日数を要し、10営業日を超える場合もあります。その場合はその旨をご連絡いたします。

4. 送付先

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1-2 横浜シンフォステージ ウエストタワー10F

株式会社日産フィナンシャルサービス

コンプライアンス&リスクマネジメント室 個人情報開示等受付窓口宛

5. ご提出いただく書類について

申請書類一式は返却しておりませんので、ご了承ください。

必要書類不備、住所変更等によりご本人の確認ができない場合は開示対象個人情報の訂正・追加・削除の受付ができません。なお、この場合は必要書類を返却いたします。

必要書類は、当社が一定期間保管した後に責任をもって廃棄します。

以上